



Special Consultative Status with the Economics and Social Council of the United Nations
General Research Institute on the Convention on the Rights of the Child

Prof. Takeshi NOMURA (Tokyo Keizai Univ.)

活動紹介とこども基本法・こども家庭庁の評価

東京経済大学現代法学部教授・弁護士（日弁連子ども権利委員会幹事）
子どもの権利条約総合研究所副代表
中野区代表子どもの権利救済委員・前西東京市代表子どもの権利擁護委員
国立市子ども人権オンブズマン・スーパーバイザー
豊島区青少年問題協議会会長

野 村 武 司



■ 子どもの権利条約総合研究所

- ✓ 日本における子どもの権利研究の発展に寄与することを目的に設立された。
- ✓ 研究会を開催するほか、若手研究者支援、さらに、自治体の子どもの権利条例、子どものための相談・救済機関づくりの自治体支援を行っている。
- ✓ 国連NGOにも認定されており、子どもの権利条約に基づく日本国審査において、子どもの権利条約NGOレポート連絡会議によるNGOレポートの作成の取りまとめもしている。「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」に参加。
- ✓ 毎年、自治体と協力して、「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムを開催し、子どもの権利を保障するための自治体施策、および自治体相談・救済機関の経験交流に寄与している。
- ✓ 国際的には、アジア子どもの権利フォーラムを開催し、日本、韓国、インドネシア、モンゴルでフォーラムを開催。



ついでに

Special Consultative Status with the Economics and Social Council of the United Nations
General Research Institute on the Convention on the Rights of the Child

Prof. Takeshi NOMURA (Tokyo Keizai Univ.)

■ わたし自身について

- ✓ 子どもの権利条約が日本で批准される少し前に、日本教育法学会子どもの権利条約研究特別研究委員会に所属し、**1995年**、研究所代表の荒牧重人他と条約批准後の「自治体の子ども施策とその条例化」について学会報告。ちなみに荒牧は、子どもの権利基本法について報告している。
- ✓ その後、実践・実務的には、**2000年**に制定された川崎子どもの権利条例づくりに、調査研究委員として関わる。その後、いくつかの自治体での同様の条例の制定に関わり、直近では、**2022年**制定の富士市子どもの権利条例、中野区子どもの権利条例の制定に関わった。
- ✓ 自治体のこどもの相談・救済機関（こどもオンブズマン）については、西東京市子どもの権利擁護委員をこの**3月**まで務め、現在は、中野区子どもの権利救済員、国立市子どもの人権オンブズマン・スーパーバイザーを務める。
- ✓ また、自治体子ども施策の推進にも関わり、現在、豊島区青少年問題協議会会長として、子ども計画の推進の豊島区モデルの完成を目指している。
- ✓ なお、日弁連子どもの権利委員会幹事として、こども基本法制に向けた議論に関わり、さらに、いじめ問題での発言も多い（全国各地でのいじめ重大事態の第三者委員会の委員長を数多く務める。）。



こども基本法、こども家庭庁設置法について

■ 評価できる点

- こども基本法が、子どもの権利条約に則るものとして制定されたこと
 - ✓ 子どもの権利に関する包括的な法律の制定は、国連・子どもの権利委員会から繰り返し勧告されてきたことであり、これを制定したことの意義は大きい。
 - ✓ 子どもの権利条約の一般原則が表現されていること。また、野田大臣が、4月22日の内閣委員会審議の中で、「こどもまんなか社会とは、常に子供の最善の利益を第一に考えて、子供に関する取組、政策が我が国社会の真ん中に据えられる社会のことです。子供が保護者や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を確立していく主体、言い換えれば権利の主体であることを社会全体で認識すること、そして、保護すべきところは保護しつつ、子供の意見を年齢、発達段階に応じて尊重し、そして、子供の権利を保障し、子供を誰一人取り残さず、健やかな成長を後押しする、そんな社会であると考えています。」としたことは極めて重要なこと。
 - ✓ こども基本法において、こども家庭庁の権限とはされなかった教育分野についても、こども施策に位置づけた。



こども基本法、こども家庭庁設置法について

■ 評価できる点

- こども家庭庁設置法が、整備法と共に制定されたこと
 - ✓ 子どもの権利のための包括的なこども施策の策定と実施、調整機関の設置は、国連・子どもの権利委員会から繰り返し勧告されてきたことであり、これへの道筋をつけたことの意義は大きい。
 - ✓ 法律の提案時に包括的に立法事実が整理されたこと。教育分野についてはこども家庭庁の権限とはしなかったものの、さまざまな法律で規定されていたこども施策に関する権限を整備法とともにこども家庭庁の権限としたこと
- こども家庭庁を権限機関であると同時に総合調整機関としての権限を持たせたこと
 - ✓ 行政各部中心の分担管理原則を廃して内閣総理大臣の権限を強化した際に設置された内閣府の外局としてこども家庭庁を位置づけ、長官を国務大臣を持って充てるとしたこと
 - ✓ 長官に、「こども家庭庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる」との権限を与えたこと。附帯決議でこども家庭庁の相互調整機能が改めて確認されたこと。



こども基本法、こども家庭庁設置法について

■ 課題として残されていること

- 子どものための独立のモニタリング機関（子どもコミッショナー）が設置されなかったこと
 - ✓ 国連・子どもの権利委員会が条約締約国のCore Obligationsの一つとし、多くの国が設置し、かつ同委員会から繰り返しその設置を勧告されてきた「子どもコミッショナー」の設置が見送られた。
- こども基本法で子ども施策を包括的に捉え、子ども家庭庁設置法及び整備法で、教育分野を除いて同庁に権限の付け替えがなされたものの、どのようにしていくかが課題である。
 - ✓ 整備法に基づいてこども家庭庁への権限の付け替えがなされたが（省庁縦割りの解消）、「法律縦割り」の要素は多分に残されている。
 - ✓ 子ども施策のほとんどが法律上、市区町村の権限であることを踏まえた子ども施策における地方自治の視点が必ずしも十分ではなく、これからの課題となっている。
 - ✓ 子どもの権利保障をどのように進めていくのかは子ども大綱に委ねられているとみられるが、行われた子ども施策が子どもの権利保障にどう効果を与えたかについての検証・評価のしくみが必ずしも十分でない。



こども基本法、こども家庭庁設置法について

■ 課題として残されていること

- 「法律縦割り」の要素は多分に残されていること
 - ✓ 子ども大綱に含まれるものとして、法律が明記されている他、こども基本法に基づくこども政策推進会議の他、こども家庭庁設置法に基づく子ども家庭審議会、さらに関係法律に基づく少子化社会対策会議、子ども・若者育成支援推進本部、子どもの貧困対策会議といった多くの審議会・会議体が予定されている。